

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年十二月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

東門前蓮田線	路線名
さいたま市見沼区大字丸ヶ崎字金草原 一五六一番二地先から蓮田市大字馬込 字十二番二六六八番一地先まで	供用開始の区間
平成二十八年十二月九日	供用開始の期日
平成二十八年十二月九日付け埼玉県杉戸 県土整備事務所長告示第十六号で告示し た道路予定区域の供用開始である。 延長 三四・七〇メートル	備考